

月報私学

7

2022
VOL.295



海辺のまち閑上(ゆりあげ)で1955年に開園した「閑上わかば幼稚園」は、東日本大震災で全壊し、仮設の「美田園わかば幼稚園」で8年間過ごしてきましたが、震災復興事業の進捗に合わせ「閑上わかばこども園」として新たなスタートを切りました。名取川土手の黒松並木の緑と同じ「海松藍(みるあい)」色の園舎と白いテント張りのホール棟で、自立・協調・挑戦を掲げ、小さな人格者を育てています。

写真提供 学校法人わかば学園 閑上わかばこども園 (宮城県名取市)

CONTENTS

● 2021年度版 自己診断チェックリストをご活用ください	2
● 私学事業団 融資にかかるQ&A	5
● 受配者指定寄付金制度をぜひご利用ください	6
● 私立学校寄付金ポータルサイトをご活用ください	7
● 令和4年度 私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの開催	8
● 在職定時改定の導入による年金額改定の見直し	9
● 標準報酬月額の時給決定(注意事項)	10
● 災害にあったとき	11
● 公的給付支給等口座の登録制度について／ヘルスケアポイントをご利用ください／ 年金積立金にかかる業務概況書の公表／お近くの共済業務課をご利用ください	12
● 私学事業団の直営宿泊施設／私学メンバーズカード	13
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

2021年度版

自己診断チェックリストをご活用ください

私学経営情報センター 経営支援室

はじめに

「自己診断チェックリスト」は、学校法人が自らの経営上の問題を早期に発見し、自主的な改善努力を行うためのツールです。説明及び参考事例のPDFと入力用のエクセル様式を私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」▼経営支援・情報提供▼「自己診断チェックリスト」に掲載しています。エクセル様式にデータを入力することで容易に作成することができますので、ダウンロードしてご利用ください。

自己診断チェックリストの構成

本チェックリストは、「大学・短期大学編」と「高等学校編」の2種類があります。各編とも内容は財務比率等の数値データによる定量的なチェックを目的とした「財務比率等に関するチェックリスト」と、法人の組織体制等についての定性的なチェックを行う「管理運営等に関するチェックリスト」の2部構成となっています。

本号では、「高等学校編」を使って紹介します。

概要

財務比率等に関するチェックリスト

「財務比率等に関するチェックリスト」は、学校法人全体の状況を「法人全体」で、設置する学校の状況を「学校単位」で、それぞれチェックします。併せてチェックすることにより、収支状況や、収支を構成する要素（人数、単価等）ごとの問題点を把握しやすくなります。法人全体では、表1のとおり、4区分9項目のチェック項目を、学校単位では「事業活動収支状況」、「生徒数関係」、「教職員関係」及び「経費関係」の4区分14項目（大学・短期大学編は15項目）のチェック項目を設定しています。

エクセル様式にある3種類の入力シート（「法人入力シート」、「学校入力シート」及び「目標値入力シート」）の各項目に、過去5か年の決算値や生徒数、教職員数等のデータを入力すると、法人全体、学校単位の数値が算出されます。算出された数値を、チェックリストの各項目の説明文や「参考1（全体）シート」等にある階層区分を基に評価します。

表1 財務比率等に関するチェックリストの項目（高等学校編・法人全体）

チェック項目	チェック内容
I 事業活動収支状況（法人全体）	
1 経常収支差額比率（*）	収支状況はどうか（損益ベース）
2 人件費比率（*）	収入に対して人件費のバランスはとれているか
3 補正人件費依存率	
II 資金収支状況	
4 教育活動資金収支差額比率（*）	収支状況はどうか（キャッシュベース）
III 運用資産の状況	
5 積立率（*）	安定的に経営を行ううえで保有すべき資産を備えているか
6 運用資産超過額対教育活動資金収支差額比（年）	
7 運用資産対教育活動資金収支差額比（年）	
IV 外部負債状況	
8 流動比率（*）	短期的な支払い能力はどの程度か
9 外部負債超過額対教育活動資金収支差額比（年）	過大な借入金等の外部負債を抱えていないか

*はレーダーチャートで使用する項目です。

評価の観点

各チェック項目は次の三つの観点から多角的に評価（各項目10点満点）することができま

①絶対評価

チェック項目にある比率ごとの適正値や法人が自ら設定した目標値を基に、達成度を5段階（10点・8点・6点・

4点・2点）で評価します。判断基準として適正値を示していますが、法人の財務戦略や都道府県別の平均値等を参考に、法人独自の目標値を設定して評価を行うことで、より精度の高い評価が可能となります。

②趨勢評価

4年前と比較して、現在の数値が改善したか否かを絶対評価と同じく5段階で評価します。

③相対評価

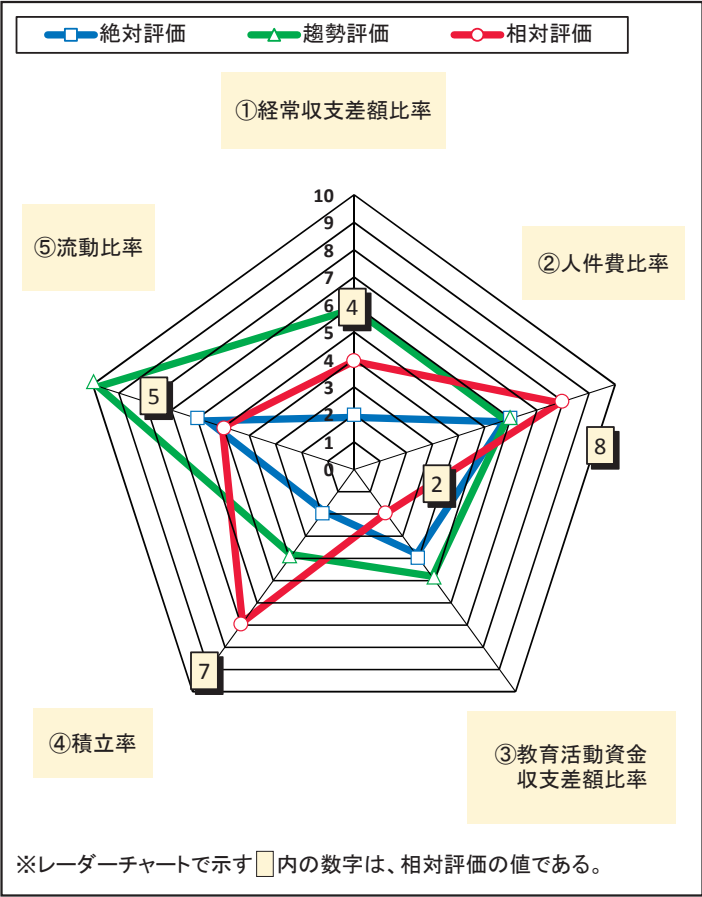
全対象法人の中での自法人・学校の位置を、10段階（10＝1点）で評価します。

どの評価においても、6点以上であれば課題は少ないと判断できますが、より高い評価となるようさらなる改善が求められます。また、次頁評価表（表2）にあるように、趨勢評価はマイナスでも6点となり得るため、詳細な分析が必要になります。

総括表・レーダーチャートによる総合評価

「財務比率等に関するチェックリスト」には、法人全体、学校単位ごとに、財務比率等を一覧にした総括表があり、法人や学校の状況を一目で把握することができま

図 レーダーチャート（法人全体）



法人全体・学校単位いずれのレーダーチャートも、5項目を結んだ図形の面積が大きいほど経営状況が良いことを示します。一方、図形が小さく広がりに欠け、いびつな場合は評価の低い項目に問題がある可能性があるため、原因を分析し、改善策を検討する必要があります。ここでは、例（図）を用いて解説します。

全体としては絶対評価の図形（青線）の面積が小さく、趨勢評価と相対評価では数値が大きい項目もありますが、やや広がりに欠ける印象です（なお、絶対評価は適正値を基に評価しています）。

個別の項目を見ると、「①経常収支差額比率」や「③教育活動資金収支差額比率」は絶対評価（青線）も相対評価（赤線）も低い値であることが確認できます。「④積立率」は、相対評価は6点以上を示しているものの、絶対評価と趨勢評価（緑線）は低い値です。「⑤流動比率」の各評価はそれほど低い値ではないため直ちに資金繰りに窮することはないと考えられます。

以上のことから、当該法人は積立率の絶対評価が低く運用資産（換金性が高い金融資産）の保有状況が十分とはいえないため、収支の改善が図れないと将来的には施設設備の取替更新等に

影響が出る可能性のある財務状況と考えられます。

比率表による分析

総括表やレーダーチャートに記載がある項目については、詳細な分析を行うことができる比率表があります。比率表には、評価点の判定基準が記載されているため、なぜその評価点になったのかを確認することができます。ここでは、例として経常収支差額比率（表2参照）を用いて解説します。

経常収支差額比率は、事業活動のうち臨時的な要素である特別活動を除いた、経常的な活動の収支のバランスを表した比率で、事業活動収支計算書の経常収支差額を、教育活動収入計と教育活動外収入計の合計である経常収入で除して算出します。

この比率のプラスが大きいほど経常的な収支が安定していることを示し、マイナスになる場合は支出超過であり、経常的な収支で資産の流出が生じている可能性があることを意味するため、将来的な財政の不安要素といえます。また、プラスであっても、その要因が教育活動外収入に大きく依存している場合は注意が必要です。

表2の例では、直近2年の経常収支差額比率は△3・3%、△8・2%なので、絶対評価は「2年連続0%未満」の2点、趨勢評価は2016年度から2020年度にかけて△0・6ポイント

表2 財務比率等に関するチェックリスト（高等学校編・法人全体）の例
※比率の計算は小数第二位以下を切り上げています。

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	増減 2020-2016	対2016年度 伸び率 (%)	【単位】百万円		
								絶対 評価	趨勢 評価	相対 評価
経常収支差額比率(C)／(A)	-2.7%	-0.1%	-2.7%	-8.2%	-3.3%	-0.6P				
経常収入(A)	2,348	2,679	2,853	2,382	2,566	218	9.3%	2	6	4
経常支出(B)	2,410	2,680	2,929	2,576	2,649	239	9.9%			
経常収支差額(C)=(A)-(B)	-62	-2	-76	-194	-83	-21	-34.2%			

評価表			
点	絶対評価	趨勢評価 (P:ポイント)	相対評価 (%)
10	2年連続 10%以上	5P以上増加	12.5%～
9			8.8%～ 12.4%
8	直近年度 10%以上	2.5P以上増加	5.8%～ 8.7%
7			3.2%～ 5.7%
6	直近年度 0%以上10%未満	2.5～△2.5P 増減	1.3%～ 3.1%
5			-1.1%～ 1.2%
4	直近年度 0%未満	2.5P以上減少	-3.8%～ -1.2%
3			-7.5%～ -3.9%
2	2年連続 0%未満	5P以上減少	-13.1%～ -7.6%
1			～ -13.2%

イントなので、「2・5」△2・5ポイント増減」の6点、絶対評価は2020年度が△3・3%なので、「△3・8」△1・2%」の4点となります。4年前より悪化しており、絶対評価及び絶対評価も低いため、財務上に課題のある項目となります。特に、経常収入の伸び率よりも経常支出の伸び率が大きくなっているため、人件費比率や経費支出に関する比率等も併せて分析し、支出超過の状況が常態化している場合には、収支構造の見直しが必要となり、改善すべき収支科目は何か、悪化した原因は何かを、生徒数、教職員数等から分析することによって原因の把握と改善すべき点を明確にしていきます。

このように絶対評価、趨勢評価、相対評価と多角的に見ることにより財務上の課題が浮き彫りになりますので、早期に改善策の検討に取り組むことができます。

管理運営等に関するチェックリスト

「管理運営等に関するチェックリスト」は、法人運営に当たりポイントとなる定性的な項目として、「ガバナンスの確立」、「経営理念と戦略の策定」、「組織運営の円滑化」、「リスク管理体制の構築」、「財務体質の改善」、「学

えば「ガバナンスの確立」では、理事会が最終的な決定機関として機能し、改革推進の中心的役割を果たしているか、また、理事会の一体的な協力体制が維持できているかといった、理事会機能の実質化・実効性が確保されているかなどを確認します（表3参照）。

本チェックリストを、自法人の実情に照らし該当する項目に「○」を付けて評価します。どの項目が当てはまらないのかを確認することで、問題の把握や改善すべき点など、改革の糸口を見つけることが可能です。

また、本チェックリストは理事長をはじめとする経営者を対象に作られたものですが、あえて教職員等に回答してもらうことで問題点を共有し、改善策と一緒に検討することも有効な手段の一つです。

例えば、「組織運営の円滑化」では、「教職員からの意見を学校運営に反映させる仕組みを機能させている」という項目（設問25）があります。経営者である理事長や理事が十分機能しているとして「○」を付けたとしても、教職員の受け止め方はそうではなく、「○」を付けないかもしれません。この場合、経営者が思っているほど教職員にはそのしくみが浸透していない、あるいは機能していないと思われる可能性があります。

組織運営の円滑化には教職員との良好な関係が築けているかが重要になり

ます。このため、経営者にはこうした意識のギャップを踏まえ、教職員の意欲を向上させるためのしくみ作りが欠かせません。

このように経営者、教職員等のあらゆる立場の方に回答してもらうことにより、経営者だけでは気付かなかった問題点を浮き彫りにできます。

まとめ

自己診断チェックリストで挙げられている項目と内容は、一つの参考例であり、分析に当たっては、自法人の実態に合った要素を加味するとより効果的です。

現在、大きな財務上の問題がなくても、将来的に収支を悪化させる要因が内在している場合がありますので、「財務比率等に関するチェックリスト」で4点以下が付いた項目や、「管理運営等に関するチェックリスト」で「○」が付かなかった項目については、早期に原因や問題点を分析し、法人内での共通理解の下、一体となった経営改善につながるよう、自己診断チェックリストをご活用ください。

また、本事業団では、学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の提供を行っています。

詳しくは私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）▼経営支援・情報提供▼「私学経営情報センター」が行うサービスのご案内」をご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 経営支援室
☎03(3230)7829・7831
Eメール shien@shigaku.go.jp

表3 管理運営等に関するチェックリストの例（高等学校編）

チェック欄		主 な 項 目	
1.ガバナンスの確立	○	1	理事長のリーダーシップのもと理事会が学校法人の最終的な決定機関として機能し、改革推進の中心的役割を果たしている
		2	理事・監事は善管注意義務や損害賠償責任を負うことを十分に理解し、適切な業務執行・監査を行っている
	○	3	一部の理事に権限が集中することなく、理事会の一体的な協力体制が維持できている
3.組織運営の円滑化		23	教職員に対する研修を計画的・体系的に実施し、その成果を検証して改善を行っている
		24	組織再編やアウトソーシングの活用等により、効率的な職務体制を構築している
	○	25	教職員からの意見を学校運営に反映させる仕組みを機能させている
		26	人事評価の基準、評価方法、評価結果の活用等について、定期的に見直しと改善を行いながら、人事考課を実施している
	該当する○の数は・・・ 1/5	27	全教職員に十分な情報提供と説明を行い、良好な労使関係を構築している

私学事業団 融資にかかるQ&A

学校法人から、私学事業団融資課によく寄せられる質問をQ&A形式でまとめましたので、ご参照ください

融資部 融資課

融資対象事業

Q どのような事業を行うときに事業団資金の融資を受けることができますか。

A 校舎・園舎・体育施設・遊戯室・講堂・寄宿舎・合宿所などを新築・増築・改修・買収する事業、校地・園地・運動場用地などを買収・造成する事業、実験・実習用機器や通学（園）バスを購入する事業など私立学校教育の振興のために必要な事業に対して幅広く融資を行っています。実施事業により、貸付費目、貸付条件等が異なります。詳しくは私学事業団ホームページをご覧ください。融資課までお問い合わせください。

年度途中の融資相談

Q 年度途中からでも融資の申し込みはできますか。

A 融資のご相談は一年を通していつでも受け付けています。本事業団の融資計画額に余裕のある限りご要望に沿うようにしていますので、お気軽にご相談ください。

融資額の上限

Q 融資額に上限はありますか。

A ①事業費による査定、②法人の資産による査定、③担保物件による査定を行い、最も低い金額を上限として融資額を決定します。

返済期間の設定

Q 返済期間はどのようにして決まりますか。

A 所定の返済期間の範囲内で学校法人の希望により期間を決めています。返済期間によって適用金利が異なります。

貸付金利の決定

Q 金利はどのように決まりますか。

A 契約時（月）の金利を適用し、償還完了まで変わらない**固定金利**です。本事業団では資金調達（財政融資資金）の関係から毎月1日に金利を見直しており、融資の申し込みをいただいてから融資の契約までの間に金利が変更となる場合もあります。

担保物件

Q 担保物件は必要ですか。

A 土地（校地）及び土地の上に存在している建物を担保として提供していただきます。なお、評価するのは土地のみとし、本事業団において評価額を算出します。

連帯保証人

Q 連帯保証人は必要ですか。

A 原則として学校法人等の理事長または設置者を含め、一名以上の連帯保証人が必要となります。なお、特例として連帯保証人が免除される場合があります。

融資までの手続き期間

Q 融資の申し込みをしてから融資実行までの手続きはどのくらいですか。また、その期間はどのくらいですか。

A 通常の場合、融資手続きは次のようになります。

- ① 資金借入申込書の提出
- ② 借入事業関連資料の提出
- ③ 融資審査

- ④ 融資契約関係書類の提出
- ⑤ 貸付金決定通知の交付
- ⑥ 融資契約の締結
- ⑦ 資金交付

審査には、②借入事業関連資料の提出から⑦資金交付まではおおむね2か月程度要します。②借入事業関連資料が整うまで③融資審査が終了しませんが、なるべくお早めにご提出ください。

なお、②から⑦までの手続きは各法人の資金希望時期に対応して事務を行っています。

令和4年度の変更点

Q 令和4年度の融資制度の変更点がありますか。

A 令和4年度の幼稚園・認定こども園に対する融資については、事業費による査定上限（融資率）が、事業費の95%（従前は80%又は75%）に引き上げられました。詳しくは融資課までお問い合わせください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

融資部 融資課

☎ 03(3230)7862～7864

7866～7868

Eメール yushi@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金制度を

ぜひご利用ください

助成部 寄付金課

受配者指定寄付金制度は、法人税法の規定に基づく財務大臣の指定を受けた寄付金制度です。寄付者が企業等法人の場合には、寄付金の全額を損金の額に算入することが認められています。寄付金は学校法人にとって重要な財源です。寄付金募集の際は、ぜひ本制度を積極的に活用してください。

対象校

本制度の対象となる学校は、学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校（幼保連携型認定こども園を含みます）及び同法124条に規定する専修学校（授業時間数が2000時間以上の高等課程又は1700時間以上の専門課程を設置するものに限りま

対象事業

対象となる事業は、対象学校が実施する教育・研究に充てる費用又は基金のうち、次の①～⑦に該当する事業の範囲となります。

- ①敷地、校舎、その他附属設備の取得費

- ②教育研究に要する経常的経費

- ③寄付講座等基金

- ④奨学基金

- ⑤教育研究基金

（注）

（注）基金には、「取崩し型基金」を含みます。

- ⑥①及び②に要した借入金の返済費用
⑦既設の学校法人が新たに学校等（学部、学科等）を設置するために行う次の事業

- A校地、校舎その他附属設備の取得費
B初年度経常経費

なお、新たに学校法人を設立し、学校等を設置するための寄付金は、財務省が直接審査（個別指定）をするため、本制度の対象になりません。

利用要件

寄付金募集に当たり、本制度を利用する場合には、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ①広く一般に募集する寄付金であつて、次のいずれの要件をも満たし、公益性の観点から問題がないこと
・寄付者が当該寄付により特別な利益を受けるものではないこと
・寄付者が不当な税の軽減を企図したものではないこと
・寄付者の子弟等の入学に関するものではないこと
②教育の振興その他公益の増進に寄与するための支出であつて、緊急を要するものに充てられることが確実に

あること

- ③税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金でないこと
④すでに終了している事業に充てる寄付金でないこと
⑤原則として、1口の寄付金額が2000円以上であること

なお、個人からの寄付金については、本制度と同様の税の優遇措置を受けることができる制度（特定公益増進法人に対する寄付金）があるため、原則として私学事業団では取り扱わないこととしています。

事務の流れ

●制度の利用に当たって

本制度を初めて利用する場合は「受配者指定寄付金連絡票」を提出してください（図・a）。

提出する際には、決算書その他「広く一般に募集する寄付金」であることを明らかにできる資料等を添付してください。内容を確認した後、「利用開始のお知らせ」とともに、寄付金の振り込みの際に必要な所定の「振込依頼書」を本事業団より送付します（図・a）。

●募金の開始

受配者指定寄付金にかかる募金活動は、「利用開始のお知らせ」が送付されてから始めてください。募金活動は学校法人で行っていただきます（図・b）。

寄付申込のあった企業等法人（寄付者）には「寄付申込書」（様式指定）を依頼してください（図・b）。

●本事業団の指定銀行口座への振り込み

企業等法人（寄付者）からの寄付金は、学校法人が預かり（この時点での会計処理は、「預り金受入収入」となります）（図・b）、寄付金を取りまとめた後に、まとめて本事業団に振り込んでください（この時点の会計処理は、「預り金支払支出」となります）（図・d）。

なお、寄付金の受領日は本事業団指定の銀行口座に寄付金が入金した日となります。寄付者が寄付金を支出した事業年度を過ぎてから本事業団に入金された場合、その寄付金は、その事業年度での損金算入が認められなくなります。振り込みの際には、注意してください。

●寄付金の振り込み及び必要書類の作成・提出

本事業団に寄付金を振り込む際は、寄付者から提出された「寄付申込書」を取りまとめるうえ、次の書類（様式指定）を本事業団に提出してください（図・c）。

- ①「寄付申込書」
②「受配者指定寄付金に係る確認書」
※②は、寄付金額が1000万円を超えの場合のみ提出

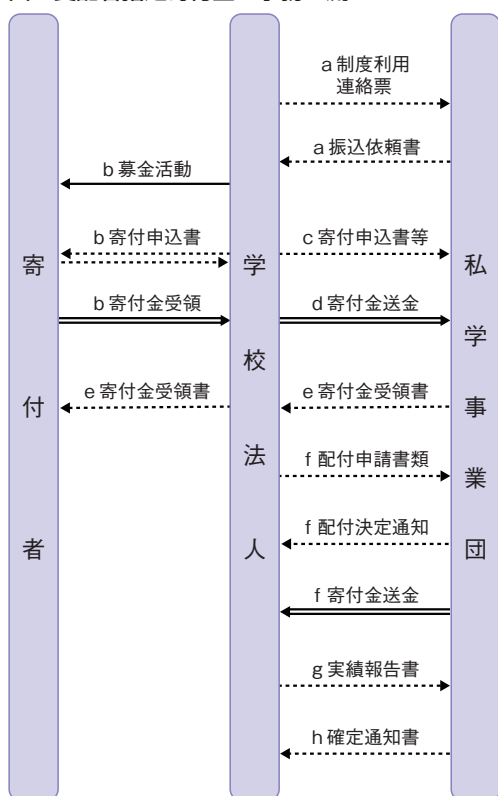
- ③「寄付金振込報告書」

- ④「寄付者名および寄付金額一覧」

●「寄付金受領書」について

本事業団では、寄付金の入金及び「寄付申込書」等提出書類の確認等を行っ

図 受配者指定寄付金の事務の流れ



各様式は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶受配者指定寄付金▶受配者指定寄付金様式〕からダウンロードできます。

●**寄付金の配付**
 本事業団は、提出された「寄付金配付申請書」等に基づき、毎月事業内容等の審査を行い、寄付金の配付を決定します。決定後、「寄付金配付決定通知書」を学校法人宛てに送付します。

●**寄付金の配付**
 配付申請の締め切りは毎月5日、寄付金の配付は原則毎月末となります。

●**寄付金の配付申請**
 事業費の支払い等に応じ、寄付金が必要になったとき、「寄付金配付申請書」(様式指定)、「寄付事業の概要」(様式指定)及び事業費支払いに関する資料等を本事業団に提出してください(図・f)。

●**寄付金の配付**
 必要になったとき、「寄付金配付申請書」(様式指定)、「寄付事業の概要」(様式指定)及び事業費支払いに関する資料等を本事業団に提出してください(図・f)。

●**実績報告書の提出**
 寄付金の配付を受けた年度終了後に、「寄付金に係る事業の実績報告書」(様式指定)等を、根拠資料とともに本事業団宛てに提出してください(図・g)。

●**寄付金確定通知書の送付**
 本事業団において実績報告を確認した後、寄付事業を確定し、「寄付金確定通知書」を学校法人宛てに送付します(図・h)。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
 助成部 寄付金課
 ☎03(3230)7317・7318
 Eメール kitukin@shigaku.go.jp

私立学校寄付金ポータルサイトをどうぞ活用ください

私学事業団では、私立学校の寄付募集の取り組みを紹介する情報サイトを提供しています。

(事業団トップページ▶「私立学校寄付金ポータルサイト」)

●私立学校寄付金ポータルサイトの特徴

- ①すべての私立学校が対象となります。
- ②私立学校の特色等から寄付先の私立学校を選択できるよう、サイト内に記載されたさまざまなワードが検索対象となる、フリーワードによる検索機能ががあります。
- ③寄付金の使い道や所在地等寄付者の視点で私立学校を検索できます。

④学校のホームページとリンクできます。

⑤掲載費用は無料です。また、インターネットに関する技術や知識も必要ありません。

●私立学校寄付金ポータルサイトへの掲載方法

大学から小学校を設置する学校法人につきましては、本事業団の電子窓口でファイル提出が可能です。電子窓口の電子ファイル配付(寄付金課)を確認してください。提出後2〜3日程度で掲載します(平成29年1月10日付け私振寄第88号参照)。

幼稚園や専修学校のみを設置する学校法人については、個別に対応します。詳細は、寄付金課までお問い合わせください。

問い合わせ先

(私学振興事業本部)
 助成部 寄付金課
 ☎03(3230)7318
 Eメール kitukin@shigaku.go.jp

令和4年度
私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの開催

私学経営情報センター 私学情報室

近年、学校法人においては、安定的な財政基盤の確立や、教育研究の質の向上が喫緊の課題となっており、経営と教学が一体となって改革に取り組むことが何より重要となっています。私学事業団では経営支援の一環として、学校法人のリーダーと若手職員それぞれを対象としたセミナーを、昨年度に引き続き開催します。

私学リーダーズセミナー

今年度の私学リーダーズセミナー

は、「新任理事編」として新たに学校法人の理事に就任した方、特に私立学校以外から就任した方を対象に、私学のリーダーが果たすべき役割や、業務等の知識の修得をテーマに、専門家を講師に招いて開催します。

- ・参加費 2万円
- ・申し込み締め切り日 7月29日(金)
- ・申し込み方法 電子窓口を参照

私学スタッフセミナー

私学スタッフセミナーは、将来、学校経営を担う若手職員を対象に、職員の能力・資質の向上を図り、大学改革に向けた意識を高めることを目的として開催します。

大学等の現状や学校法人会計基準、財務分析等についての解説、実践的な

知識と柔軟な思考力を修得するための「グループワーク」による研修（中長期計画の策定）などを実施します。

将来の学校経営を担う若手職員への大学改革に向けた意識向上の一助となる本セミナーに、ぜひご参加ください。

- ・参加費 6万円
- ・申し込み締め切り日 7月8日(金)
- ・申し込み方法 電子窓口を参照

※両セミナーについては、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めず、参加者の安全が確保できないと判断した場合、開催日や開催形式の変更等を行うことがあります。あらかじめご了承ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎ 03(3230)7849・7851

Eメール center@shigaku.go.jp

私学スタッフセミナー

日時・場所：①令和4年9月7日(水)～9日(金) 大阪ガーデンパレス
②令和4年10月12日(水)～14日(金) 仙台ガーデンパレス
※2泊3日の合宿形式

対象：大学・短期大学・高等専門学校職員のうち、令和4年4月1日時点で33歳以下かつ学校法人での勤続年数が3年以上の方

定員：各会場20名(申し込みは各法人1名)

＜1日目＞

時間	内容等
13:00～	開会・アイスブレイク
14:15～	講演「私立大学・短期大学の現状について」
15:00～	講演「学校法人会計基準」
15:55～	講演「財務分析と経営計画」
17:05～	講演「学校法人に求められるコンプライアンス（仮題）」 【大阪】TMI総合法律事務所 弁護士 畠山 大志氏 【仙台】TMI総合法律事務所 弁護士 大河原 遼平氏 (19:45終了)

＜2日目＞

時間	内容等
8:30～	グループワークⅠ（SWOT分析）
13:00～	グループワークⅡ（中長期計画）
18:50～	グループワークⅢ（発表準備）（20:00終了）

＜3日目＞

時間	内容等
8:30～	グループ発表
11:35～	修了証書授与・表彰・講評・閉会（12:25終了）

私学リーダーズセミナー

日時・場所：①令和4年11月22日(火) 大阪ガーデンパレス
②令和4年12月5日(月) 東京ガーデンパレス

対象：大学・短期大学・高等専門学校を設置する学校法人の役員のうち、令和3年10月1日以降に理事(理事長を含む)に初めて就任した方

定員：①大阪会場60名 ②東京会場50名(申し込みは各法人1名)
※応募者多数の場合、常勤の方を優先します。

時間	内容等
10:30～	開会
10:40～	講演「私立大学・短期大学の現状について」
11:15～	講演「学校法人役員の果たすべき役割（仮題）」 【大阪】学校法人福岡工業大学 理事 川口 敏弘氏 【東京】学校法人跡見学園 常務理事 早乙女 徹氏
13:30～	講演「今後、私立学校が行うべき課題（仮題）」 文部科学省高等教育局私学部 私学行政課長 滝波 泰氏
15:00～	講演「学校法人に係る労務管理の課題と対応（仮題）」 社会保険労務士曾田事務所 所長 曾田 究氏
17:00～	閉会（17:05終了）

在職定時改定の導入による年金額改定の見直し

年金部

令和4年度より、毎年基準日（9月1日）時点で被保険者である年金受給権者の老齢厚生年金の年金額は、在職中であっても、毎年10月に改定を行います。

この見直しは、高齢期の年金額の早期充実を図り、退職を待たずに就労による年金増額を実感できるようにする観点から行われたものです。

●対象者

次のすべてを満たしている人が対象です。

- 65歳以上であること
- 老齢厚生年金の受給権者であること
- 9月1日において第4号厚生年金被保険者（加入者）であること

●改正の概要（図参照）

従来、老齢厚生年金の受給権者が在職中（第4号厚生年金被保険者）のとき、受給権発生月以降の被保険者期間を年金額の算定基礎に反映するタイミングは、資格喪失時（退職時又は70歳到達時）でした。

4年度より、65歳以上の被保険者の場合、資格喪失時に加えて、在職中であっても、毎年一回（※）年金額の改定

を行います。

※10月に、当年8月までの被保険者期間を算定基礎として、年金額を改定します。

●手続き等

私学事業団で管理している被保険者記録に基づき、自動的に年金額の改定処理を行いますので、学校法人等及び年金受給権者が手続き等を行う必要はありません。

対象者には、10月下旬（予定）に「改定・支給年金額変更通知書（期間改定用）」により、改定後の年金額等をお知らせします。

年金の受取額は、通常10月分の年金が支給される12月定期支払から変わります。

●留意事項

・在職中は、標準報酬月額や標準賞与額により年金額の一部又は全部が支給停止となります。

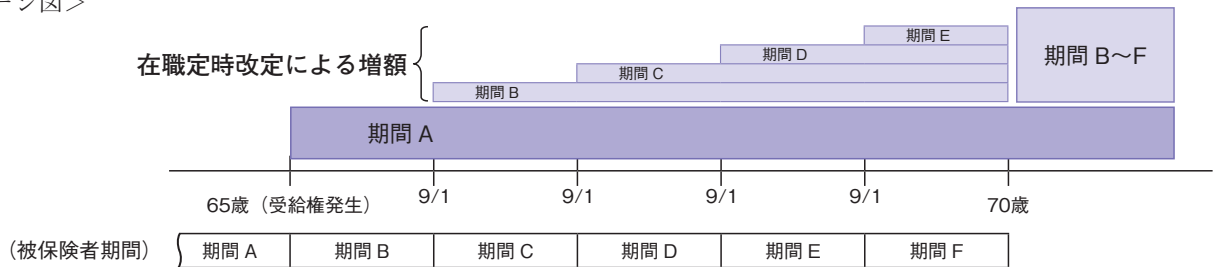
・70歳以降は在職中であっても、厚生年金保険には加入していません（年金制度を脱退したものとみなします）、在職定時改定の対象になりません。

図 改正の概要（70歳まで継続就労の例）

改正後

65歳以上の被保険者は、在職中であっても、年金額の改定を行います。（10月分から増額になります。通常10月分の年金が支給される12月定期支払から変わります）

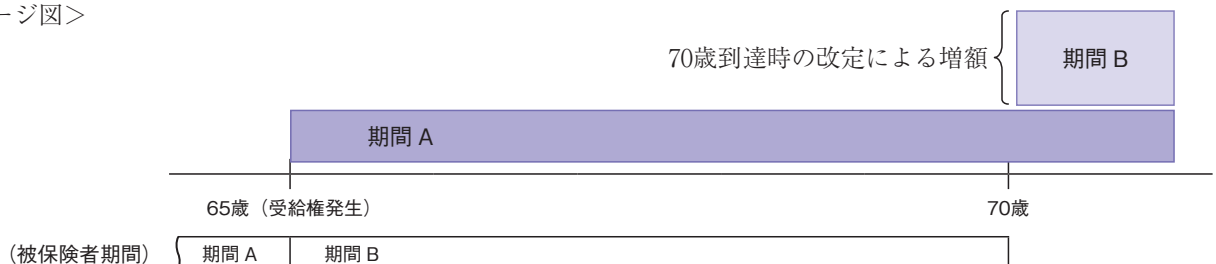
<イメージ図>



従来（参考）

資格喪失時（退職時又は70歳到達時）に、受給権発生後の被保険者期間を年金額の算定期間に反映していました。

<イメージ図>



基礎届書の提出はお済みですか？

標準報酬月額額の定時決定（注意事項）

業務部 資格課

6月中旬に学校法人等に送付した

「標準報酬基礎届書DL」（以下「基礎届書」といいます）は、給付金や将来の年金の算定基礎となる標準報酬月額を決定する大切なものです。今回は、問い合わせの多い内容や記入上の注意点などをお知らせします。

資格事項に異動があったとき

①資格喪失したとき

「基礎届書」には、令和4年5月31日以前に資格取得し、6月1日現在で加入者として確認している人を記載しています。記載されている加入者が退職等により資格喪失したときは、該当する項目「6 退職者」を○で囲んで資格喪失日を記入し、該当者を二重線で抹消してください。なお、「資格喪失報告書DL」が未提出の場合は至急提出してください。

②遡って資格取得をしたとき

5月31日以前に遡って資格取得が確認された加入者については、別途「基礎届書」を送付しますので、先に届いた「基礎届書」には追記しないでください。

③遡って所属学校を変更したとき

5月31日以前に遡って所属学校の変更をしたときは、前任校の加入者番号でも内容を確認できるため、改めて後任校に「基礎届書」は送付しません。そのまま前任校に送付されたもので提出してください。

遡ってベース改定（ベースアップ等）をしたとき

①6月までに差額を支給したとき

改定後の報酬を報告してください。

②7月以降に差額を支給するとき

改定前の報酬を報告してください。

年平均額による保険者決定（定時決定）を希望するとき
①通常の手続き
報酬月額及び平均額をすべて記入したうえで、該当する項目「5 年平均希望者」を○で囲んでください。また、添付書類として「申立書」及び「同意書」を必ず提出してください。

なお、「基礎届書」のみ提出した場合は、通常の定時決定として、記入された4月～6月の平均額で決定します。

②7月改定に該当する場合の手続き

4月から固定的給与の変動等があり、随時改定（7月改定）に該当する場合は、随時改定が優先されるため、年平均額による保険者決定は不該当となります。この場合は、「標準報酬月額改定届DL」を提出してください。

ただし、7月改定に該当する人で、年平均額による随時改定を希望し、当該方法で算出した結果、年間平均額が現在確認されている等級と同じとなる又は下回ることから当該改定に該当しない人がいます。

この場合は、定時決定において、年平均額による保険者決定として「基礎届書」を提出する必要があります。申し出の際は、「基礎届書」と一緒に提出する「同意書」の備考欄に「7月改定において年平均による保険者決定を希望したが、算出結果が従前と同等級の（又は下回る）ため、随時改定不該当」と記入してください。

「基礎届書」の提出後に報酬月額を訂正するとき

①報酬月額の記事誤りが判明したとき
誤って記入した加入者分のみ「基礎届書」を作成し、訂正理由を記入した文書（任意の書式）を添えて8月10日（水）【必着】までに再提出してください。

用紙は私学共済ホームページ（様式用紙等のダウンロード）から白紙の「基

礎届書」を印刷し、上部の余白に「訂正分」と朱書きして使用してください。

②①の期限（8月10日）後に報酬月額の記載誤りが判明したとき

「報酬月額訂正中出書DL」を提出してください。

注 電子媒体で報告した「基礎届書」の報酬訂正も前述の①②のとおり、手続きを行ってください。電子媒体での再提出はしないでください。

その他の注意事項

①固定的給与に変動があり、標準報酬月額が2等級以上増減したときは、別途「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。

②7月の随時改定に該当すると届け出たが改定不該当であった場合や、7月改定の取り消しをした場合は、改めて「基礎届書」の提出が必要となります。この場合は前述の「基礎届書」の提出後に報酬月額を訂正するとき」と同様に手続きを行ってください。

③「基礎届書」に印字された内容に誤りがあっても、訂正しないでください。氏名・生年月日を訂正する場合は

「加入者異動報告書」を提出してください。

④75歳以上の在職者も年金の在職支給額の計算に標準報酬月額が必要となるため「基礎届書」の提出は必要です。

⑤「基礎届書」の提出期限は、7月10日（日）です。未提出の場合は、至急提出をお願いします。
提出方法等の詳細は、通知文や私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」▼お知らせをご覧ください。

確認通知書の送付

「基礎届書」に基づき決定した標準報酬月額にかかる確認通知書は、9月中旬に送付します。この標準報酬月額は、9月分掛金から適用されます。

確認通知書は、学校法人等用と加入者用があります。加入者用は必ず加入者へ配付し、双方で報告内容を確認してください。

なお、令和4年10月には、短期給付にかかる標準報酬月額の下限が改正されます（法律改正）。この法律改正による短期給付にかかる新しい等級は、10月分掛金から適用され、確認通知書は10月中旬に送付する予定です。加入者用は、必ず加入者へ配付してください。

災害にあったとき

災害見舞金・災害見舞金付加金

業務部 短期給付課

加入者（任意継続加入者を含みます）やその被扶養者が水害・震災・火災、その他の非常災害により、住居又は家財に5分の1以上の損害を受けたときは、災害見舞金等が請求できます。

災害見舞金

住居又は家財が3分の1以上焼失又は滅失したとき、損害の程度に応じ標準報酬月額の0・5～3か月分の金額

災害見舞金付加金

①災害見舞金支給されるときは、災害見舞金の額の60%に相当する金額
②住居又は家財が5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき、標準報酬月額額の0・5か月分

請求に必要な書類

①災害見舞金・災害見舞金付加金請求書
②災害状況明細書
③市区町村長、消防署長又は警察署長の証明書（請求書の中に証明欄があります）又は、り災証明書（損害の程度が明記されたもの）
請求に当たっては、業務部短期給付課まで連絡してください。被害の状況

を確認後、請求書等を送付します。

注意事項

・損害を補填することを目的とした給付ではないため、修理等可能なものは損害と見なしません。

・対象となる住居の損害は、加入者の所有する住居に限らず、加入者が現に生活の本拠として居住している建造物であれば、借家やアパート、寮、家族の所有する住宅であっても対象となります。

・加入者と被扶養者が別居しているときは、被扶養者の住居又は家財も対象です。

・災害見舞金付加金の給付が決定した後、災害見舞品のカタログを学校法人等宛てに送付しますので、該当する加入者に渡してください。加入者が品物を選び、同封の「災害見舞品連絡書」（返信ハガキ）により申し込んでください。

時効

短期給付を受ける権利は、給付事由が生じた日（災害にあった日）の翌日から起算して2年を経過すると時効により消滅しますので、注意してください。

災害貸付

福祉部 貯金・貸付課

加入者（任意継続加入者を除きます）

が水害・震災・火災、その他の非常災害を受けたため資金を必要とするときに利用することができます。

申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

貸付額

標準報酬月額の6か月分相当額の範囲内（限度額200万円）

貸付利率

年1・00%
（令和4年7月1日現在）

申し込み手続き

「貸付申込書」及び「借用証書」に、公的機関が発行する「災害証明書（り災証明書、被災証明書）」を添付し、学校法人等を通して申し込んでください。

申込受付期間

災害にあった日以後6か月以内

激甚災害等に関するお知らせ

激甚災害又は特定非常災害にかかる特例災害貸付の申し込みは、災害発生日から1年以内です。

また、特例住宅貸付は、災害発生日から3年以内です。

詳細は、福祉部貯金・貸付課貸付係までお問い合わせください。

公的給付支給等口座の登録制度について

企画室

令和4年10月から公的給付支給等口座の登録制度の試行運用が開始される予定です。

給付金等の受け取りのための口座として、一人一口座、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにあらかじめ国（デジタル庁）に任意で登録しておくことにより、給付金等の申請時に通帳の写し等の添付が不要になります。

口座情報は、緊急時の給付金のほか、年金等の幅広い給付金等の受け取りに利用することができます（私学事業団においては年金者及び任意継続加入者を対象とした給付金の受け取り）。

この登録する口座を、「公的給付支給等口座」といいます。

なお、試行運用から本格運用への移行時期や、本格運用において省略できる添付書類については、決まり次第、広報誌及び私学共済ホームページ等でお知らせします。

問い合わせ先

「マイナンバー総合フリーダイヤル」
0120(95)0178

デジタル庁 「公金受取口座登録制度」
https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration

ヘルスケアポイントをご利用ください

福祉部 保健課

ヘルスケアポイントは、健康増進等の取り組みごとにポイントが付与され、貯まったポイントで健康グッズ等の商品と交換することができるようになります。健康維持のために、加入者への周知をお願いします。

詳細は、私学共済ホームページ（福祉事業）ヘルスケアポイントをご覧ください。

対象者

令和4年5月現在で、30歳（※）～74歳の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者（以下「加入者等」といいます）が対象です。

※ 今年度中に到達する人を含みます。

ポイント付与対象

- ・日々の体重・歩数等の記録
- ・特定健康診断の受診
- ・特定保健指導の利用及び終了
- ・共済業務課主催のポイント付与対象イベントへの参加等

利用方法

加入者等が、パソコンやスマートフォン等から「QUPiO Plus（クピオプラス）」Web版にアクセスし、利用登録をしてください。

登録に関する問い合わせ先

QUPiO Plusサポート窓口
0120(818)448
9時～18時（平日）

※年末年始は除きます。

● 認証コード

① 4年度に40歳～74歳になる加入者等
特定健康診断の受診後に本事業団から送付する健康情報冊子「QUPiO Plus」記載の認証コードでログインしてください。

② 4年度に30歳～39歳になる加入者等
4年6月～7月に学校法人等宛て（任意継続加入者は届け出住所）に認証コードを通知します。

注 平成30年度以降、すでに認証コード等をお知らせした人は通知の対象外となります。

年金積立金にかかる業務概況書の公表

資産運用部

令和3年度の運用状況（厚生年金保険給付積立金、経過的長期給付積立金、退職等年金給付積立金）を、7月1日に私学共済ホームページ（年金資産の運用）に掲載しました。

詳細は、本誌9月号に掲載する予定です。

お近くの共済業務課をご利用ください

共済業務にかかる各種相談、年金の試算及び証明書の交付などは、共済事業本部の他、ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課でも行っています。

受付時間

月～金曜日（年末年始及び祝日を除きます）

9:00～17:15

※電話番号をお間違えのないようお願いいたします。

共済業務課（直通）	札幌ガーデンパレス	☎011(222)6234
	仙台ガーデンパレス	☎022(299)6231
	名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388
	大阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701
	広島ガーデンパレス	☎082(262)1134
	福岡ガーデンパレス	☎092(752)0651

共済事業本部（代表） ☎03(3813)5321

私学事業団の直営宿泊施設

宿泊・婚礼・宴会・会議など多目的にご利用いただけます

私学事業団の全国16か所の宿泊施設（ガーデンパレス8か所、宿泊所・保養所8か所）は、宿泊や会食（慶事や法宴など）をはじめとするプライベートでのご利用はもちろん、宴会会室を利用した学校行事など、多目的にご利用いただけます。

詳しくは、各宿泊施設にお問い合わせください。

札幌ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎ 011 (261) 5311 (代表) https://www.hotelgp-sapporo.com	
仙台ガーデンパレス	宿 宴 会
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎ 022 (299) 6211 (代表) https://www.hotelgp-sendai.com	
東京ガーデンパレス	宿 宴 会
〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎ 03 (3813) 6211 (代表) https://www.hotelgp-tokyo.com	
名古屋ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎ 052 (957) 1022 (代表) https://www.hotelgp-nagoya.com	
京都ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地 ☎ 075 (411) 0111 (代表) https://www.hotelgp-kyoto.com	
大阪ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎ 06 (6396) 6211 (代表) https://www.hotelgp-osaka.com	
広島ガーデンパレス	宿 宴 会
〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎ 082 (262) 1122 (代表) https://www.hotelgp-hiroshima.com	
福岡ガーデンパレス	宿 宴 会
〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎ 092 (713) 1112 (代表) https://www.hotelgp-fukuoka.com	

宿…宿泊 婚…婚礼 宴…宴会 会…会議

湯河原「敷島館」(ししまかん)	宿 宴
〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎ 0465 (63) 3755	
箱根「対岳荘」(たいがくそう)	宿 宴
〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎ 0460 (82) 2094	
鎌倉「あじさい荘」	宿 宴
〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎ 0467 (22) 3506	
葉山「相洋閣」(そうようかく)	宿 宴 会
〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎ 046 (875) 7300	
金沢「兼六荘」(けんろくそう)	宿 宴 会
〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎ 076 (232) 1239 https://www.kenrokusou.com	
志賀高原「やまゆり荘」	宿
〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穂7148 ☎ 0269 (34) 2102	
軽井沢「すずかる荘」	宿 会
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎ 0267 (45) 7311	
京都「白河院」(しらかわいん)	宿 宴
〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎ 075 (761) 0201	

GP HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
ガーデンパレスグループ
[\(https://www.hotelgp.jp/\)](https://www.hotelgp.jp/)



宿泊所・保養所のホームページは以下からご覧ください。

しがくのやど

検索

[\(https://www.shigakukyosai.jp/\)](https://www.shigakukyosai.jp/)



※宿泊予約等については、各施設へ直接お電話していただくか、ガーデンパレスのホームページ又は私学共済ホームページ〔しがくのやど〕をご利用ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、レストラン等の営業時間や食事の提供方法を通常とは一部変更することがあります。

年会費初年度無料 年間30万円(税込)以上ショッピングご利用で、翌年度も無料

直営宿泊施設の永久利用証を兼ねたクレジットカード

私学メンバーズカード受付中

退職後も生涯利用可能

海外・国内旅行傷害保険最高5,000万円付

空港ラウンジ無料利用可

Apple Pay、Google Pay™にも対応!

年会費 ●本会員:3,300円(税込) ●家族会員:無料

お申込み対象 ●本会員:私学共済の加入者(任意継続加入者も含みます)、年金受給者 ●家族会員:本会員の配偶者

※Apple Payを利用するにはiOS 10.1以降が必要です。Apple Payに対応しているデバイスについては<https://support.apple.com/ja-jp/HT208531>をご覧ください。※Apple, Apple Pay, iPhoneは米国および他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。※iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。※Google Payは、おサイフケータイアプリ(6.1以上)対応かつAndroid5.0以上のデバイスが利用できます。※「おサイフケータイ」は、株式会社NTTドコモの登録商標です。※Android, Google Payは、Google LLCの商標です。

お申込み・
詳しくは

私学メンバーズカード

検索

<https://www.resonacard.co.jp/shigakucard/>



お問合せ先

りそなカードインフォメーションセンター 私学メンバーズカード事務局

☎ 0120-559-197

(受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休み)

※番号をお確かめのうえ、お間違いのないようおかけください。



※お申込みはJCB/Visa/Mastercardのうち、いずれか1つとなります。

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元に用意してください。

高齢受給者基準収入額適用申請

70歳以上の高齢受給者が医療機関等で受診する際の一部負担金は、標準報酬月額が28万円以上の場合は3割負担となります。ただし、3割負担の人の年収が高齢受給者基準収入額適用の条件に該当する場合は、申請により2割負担となります（令和5年8月末日まで有効）。

6月1日現在、申請により2割負担となっている人を対象に、「高齢受給者基準収入額適用申請書」を6月中旬に学校法人等宛てに送付しました。

引き続き該当する場合は、令和3年分の収入額が確認できる「令和4年度課税証明書」を必ず添付し、7月22日(金)【必着】までに提出してください。新たな高齢受給者証発効日は9月1日となります。

なお、高齢受給者基準収入額適用の条件に該当しない場合は、提出の必要はありません。

【業務部 短期給付課】

共済定期保険の配当金を送金しました

令和3年度の収支決算の結果、剰余金が生じたため、3年10月1日現在加入している加入者又は学校法人等に対する配当金を、6月27日(月)に保険料振替口座に送金しました。配当率は、家族年金コース、学校加入コースが50.11%、医療保障コースが48.38%です。

【福祉部 貯金・貸付課】

加入者向広報「レター」夏号の掲載及び「事務の手引」令和4年版を発行しました

●「レター」デジタル版 夏号の掲載

私学共済ホームページ〔トップページ〕の「レター」のアイコンをクリックして閲覧することができます。

※閲覧には加入者用ページのユーザー名とパスワードを入力してログインしてください。ユーザー名とパスワードはINFORMATION右上又は「私学共済ブック2022・2023」215頁をご覧ください。

●「事務の手引」令和4年版 発行

7月上旬に学校法人等宛てに送付します。

私学共済の事務を行うための手引書で、手続き方法や給付内容を解説した冊子です。

【広報相談センター 広報班】

貸付けの申込締め切り日に注意してください

8月22日(月)送金分は7月29日(金)が申込締め切り日となります。締め切り日(毎月15日・月末)が土・日曜日又は休日のときは順次繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

「給付金等送金記録のお知らせ」を送付します

令和4年1月～6月に学校法人等を通して送金した短期給付金等のお知らせを、7月下旬に加入者の住所宛てに直接送付します。

加入者の住所は、学校法人等を通して私学事業団に届け出を行うことになっています。例年、宛て先不明等により返戻されることが多いため、加入者の住所に変更等があった場合は、「加入者異動報告書DL」により届け出をしてください。

【業務部 短期給付課】

7月の共済業務スケジュール

4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 6月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
10日(日)	資格「標準報酬基礎届書」提出期限
15日(金)	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(水)	貯金 送金
22日(金)	貸付 送金 短期「高齢受給者基準収入額適用申請書」提出期限
25日(月)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申し出締め切り
28日(木)	掛金等 6月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 7月分定期償還口座振替(自振校のみ)
29日(金)	貸付 8月22日送金申し込み締め切り

8月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等 6月調定分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 7月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

〔「月報私学」はホームページにも掲載しています〕

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>

助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学校法人基礎調査(教育情報調査) 提出のお願い

■提出期限 7月29日(金)

○調査票:教育情報(調査票区分【910】)

○対象法人:大学・短期大学・高等専門学校法人

提出期限までに内容をご確認いただき、**修正の有無にかかわらず、必ず「全データ更新提出」**をお願いします(「概要・納付金データ更新提出」ではありませんのでご注意ください)。

提出方法については、令和4年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』(教育情報調査【910】)の43~51頁をご覧ください。

※システムメンテナンス等によりe-マネージャを休止する場合は、別途学校法人ポータルサイトにてお知らせします。

■「学問領域及び学問の詳細」と「取得可能な資格」の入力のお願い

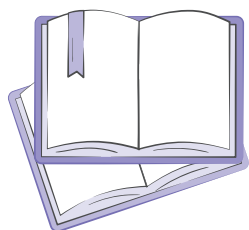
令和元年度より、大学ポータルサイトの目的別検索で「学問領域及び学問の詳細」と「取得可能な資格」の絞り込み検索機能が利用できるようになっています。当該項目の入力がまだ済んでいない場合は、検索結果に表示されない状態となっていますので、閲覧者の利便性向上のため、入力をお願いします。

入力箇所及び入力方法は、令和4年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』(教育情報調査【910】)の89・110・111頁をご覧ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7852・7853

Eメール portrait@shigaku.go.jp



「若手・女性研究者奨励金」へのご支援のお願い

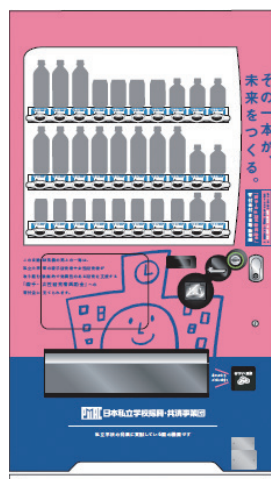
本奨励金は、私立大学等に在籍する若手研究者や女性研究者のための“社会一般からの寄付による”研究奨励金制度です。研究者が“社会の支援により研究に取り組むことができた”ことを実感し、自らの取り組みを社会へ還元することで、本奨励金制度が社会と私立大学等をつなぐしくみとなることを期待しています。

2022年度は、若手研究者奨励金37件、女性研究者奨励金38件の計75件に対し、合計で3,000万円を交付しました。次世代を担う多様な人財の育成を図る観点から、応募者のこれまでの研究実績よりも、研究の特色や独創性、研究に対する熱意や将来性を重視しています。次年度の公募要領は8月中旬に案内予定です。

私学事業団では、本奨励金の趣旨にご賛同いただける企業等法人及び個人の皆様にご支援をお願いし、寄付金獲得に努めています。また、学校法人の皆様には、売り上げの一部が本奨励金への寄付となる「寄付金付き自動販売機」の設置につきましてもご協力をお願いしています。

わが国の未来を担う人財育成のため、本奨励金にご支援を賜りますようお願い申し上げます。

※本奨励金及び寄付金付き自動販売機の詳細は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶若手・女性研究者奨励金〕に掲載していますので、ぜひご覧ください。



～その一本が未来をつくる～

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
広島カーテンパレス

〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎082(262)1122(代表)
JR「広島」駅新幹線口(北口)から徒歩5分 <https://www.hotelgp-hiroshima.com>

朝食付き宿泊プラン

「朝ごはんは大事な1日のパワーの源!」そんな人にぴったりの地元食材にこだわった朝食付きの宿泊プランです。ビジネスや観光での宿泊の際に利用してください。



朝食(イメージ)

1泊朝食付(2名1室/1名様) **7,800円**
取扱期間: 通年
※キャンセル又は変更の場合は宿泊日の2日前までにご連絡ください。

京 都 白 河 院

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201
JR「京都」駅南口バスターミナルA-1番乗り場、阪急「京都河原町」駅・京阪「三条」駅からバス5号系統「国際会館駅・岩倉」行きバスで「岡崎法勝寺町」下車、すぐ前

本格京会席コース

世界遺産・京都下鴨神社参道に広がる太古の森「^{ただす}糺の森」は町中の涼スポットとして有名です。散策をお楽しみの後は、当館自慢の本格京会席を心ゆくまでご堪能ください。



糺の森

1泊2食(1名様) **13,400円・14,500円・15,700円**
取扱期間: 通年(年末年始・繁忙期を除きます)
※夕食の内容により料金が異なります。
※京都市宿泊税200円を含みます。

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

幼稚園・認定こども園に対する 融資条件が一部優遇されます

待機児童問題の解消、安心して子どもを預けられる環境整備を後押しするため、令和4年度の私立幼稚園・認定こども園を対象とする私学事業団の融資について、融資条件が一部優遇されます。

☆ 融資率

園舎等の建築・土地購入 事業費の80%以内 → **95%以内**
園舎等の改修 事業費の75%以内 → **95%以内**

☆ 資産査定額

(直近決算の)純資産の部合計額 × 30%
→ (直近決算の)純資産の部合計額 × **40%**

※上記以外にも融資条件があります。詳しくはホームページをご覧になるか融資部融資課までお問い合わせください。
※所定の審査により、ご希望に添えない場合がございます。

■ 主な事業と融資金利(令和4年6月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 1.10	年% 0.80	年% 0.50	年% 0.42
寄宿舎などの建築・用地取得	1.20	0.90	0.60	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.50	(5.5年以内) 0.307

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7864, 7866~7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp